

第6期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会 答申について

令和8年7月30日
教 育 庁

諮 問

東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめ防止等の対策を一層推進するための方策について

諮問理由

都内全公立学校で、「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」を確実に推進するとともに、取組の成果と課題を不断に検証、評価して、その改善を図っていく必要があるため。

答申の概要

※ 「検証の視点」は、第5期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の答申において、いじめ防止等の対策を一層推進するための方策として挙げられた点である。

【検証の視点※】

第1 東京都におけるいじめ防止対策の現状と課題

【〇成果 ◆今後の方向性】

(1)発達支持的生徒指導の趣旨にのっとりいじめ防止等の取組の推進
【P6】

- 「いじめ総合対策【第3次】」に「自己指導能力」を育成するための視点を明記することで、学校における日頃からの発達支持的生徒指導を促進した。
- ◆ 学校が発達支持的生徒指導の実施状況を検証し、取組の質の向上を図る。

(2)発達の段階に応じたいじめ防止等の具体的取組に係る検討及び共有
【P8】

- 子供たち自身がいつでも「いじめ問題」について考えられるように、発達の段階に応じた子供向けの指導資料「いじめ総合対策【子供版】」を作成し都内全公立学校に周知した。
- ◆ 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校それぞれのいじめ防止対策の現状を把握し、実態に合ったいじめ防止対策の在り方について引き続き検討していく。

(3)教職員の意識啓発及び対応力等の向上
【P11】

- 授業を実施する教員が児童・生徒の自己指導能力を育成する視点を明確にできるように、「いじめ総合対策【第3次】」下巻[実践プログラム編]の学習プログラムに「生徒指導の実践上の視点」を追記した。
- ◆ いじめ問題の当事者である児童・生徒が、自分たち自身でいじめ問題について主体的に考えることができるような授業の在り方を引き続き検討する。

(4)子供自身がいじめ問題の理解を深め、自ら考えて行動できるようにするための取組の充実
【P13】

- 「いじめ総合対策【子供版】」の活用方法について、高校生いじめ防止協議会等で協議を行うことを通して、いじめの当事者である子供たち自身がいじめについて考えを深めるための取組を行った。
- ◆ 自校のいじめ防止対策を学校内で定期的に検証できるシステムを構築することで、各校における取組の質の向上を図る。

(5)専門家等の知見を活用したいじめ防止対策及び早期解決への取組の推進
【P15】

- 専門家等を活用した「いじめ防止に関する授業」について、事例を含めた取組事例の周知を行うことで、各学校における授業の質の向上を図った。
- ◆ 学校、家庭、地域住民、関係機関等の連携を一層強化し、専門家等の知見を活用したいじめ防止対策及び早期解決への取組をさらに充実させていく。

(6)いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態への対応力の向上
【P17】

- 各種連絡会等において重大事態への対応力向上に向けた研修を行うことで、参加者の重大事態に対する対応の意識を向上させた。
- ◆ 学校におけるいじめ対応に関わる教職員向けの研修実施状況を把握し、全ての教職員が適切にいじめを捉えられるようにする。

第2 東京都におけるいじめ防止対策の一層の推進に係る方向性

いじめ防止対策の一層の推進に向けた5点の方策 【P20・21】

1 発達支持的生徒指導の趣旨にのっとりいじめ防止等の取組に向けた教職員の対応力の向上

2 子供がいじめ問題を主体的に考え行動できる取組の充実

3 いじめ問題の現状を把握し、子供が自らSOSを出せるようにする取組の充実

4 専門家等の知見を活用したいじめ防止対策及び早期解決への取組の推進

5 いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態への対応力の向上